

川口市議会議員増員選挙公営額 候補者別一覧

届出番号	候補者氏名	党派	ハイヤー	自動車	燃料	運転手	ポスター	計
1	本多 正樹	減税日本			¥9,094		¥257,652	¥266,746
2	前原 博孝	無所属		¥76,125	¥7,650		¥224,910	¥308,685
3	玉井 恵章	無所属		¥93,730		¥70,000	¥325,380	¥489,110
4	安田 茂	民主党		¥91,000	¥26,707	¥70,000	¥323,442	¥511,149
5	舩津 由徳	みんなの党		¥41,475	¥10,649	¥70,000	¥329,664	¥451,788
6	金子 幸弘	日本共産党				¥70,000	¥284,580	¥354,580
7	野口 宏明	無所属		¥91,000	¥10,200	¥70,000	¥250,000	¥421,200
8	関 由紀夫	公明党					¥102,000	¥102,000
9	岩井 定一	無所属			¥12,000	¥70,000	¥246,330	¥328,330
			0	¥393,330	¥76,300	¥420,000	¥2,343,958	¥3,233,588

ポスター { 限度枚数 102枚  
 限度額 ¥329,664  
 限度単価 ¥3,232

# 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 本多正樹 (以下「発注者」という。)  
と 株式会社成和 (以下「受注者」という。)とは、選挙運動用ポ  
スターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注  
者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 102 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23 年 10 月 6 日までに、発注者の指定する場所に前条の  
選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、¥257,652 円 (1枚につき単価 ¥2526 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第  
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条  
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅  
滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、  
契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に  
満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、  
受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞ  
れその1  
通を所持する。

平成23年 10 月 6 日

発注者

本多正樹

埼玉県川口市鶴ヶ島町4-2-15  
〒334-0002 埼玉県川口市鶴ヶ島町4-2-15

受注者

株式会社成和

東京都中央区築地4丁目4番地14号9階

代表取締役 若林勇

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年11月18日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者

**本多正樹**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 成 和 東京都中央区築地4丁目4番地14号9階 代表取締役 若 林 勇 人
作 成 枚 数	102 枚
作 成 金 額	¥ 257,652 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

**備考**

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数 × 1. 1枚

(2) 限度額

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

収入  
印紙

### 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 前原博孝 (以下「発注者」という。)  
と 鈴木印刷 (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポ  
スターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注  
者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 102 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成23年10月15日までに、発注者の指定する場所に前条の  
選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、224,910円(1枚につき単価 2,205円)とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第  
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条  
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅  
滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、  
契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に  
満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、  
受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞ  
れその1  
通を所持する。

平成23年 10月 1日

発注者 埼玉県 川口市江戸2丁目4番16号

受注者 前原博孝  
埼玉県川口市芝下2-16-5

鈴木印刷  
鈴木 誠

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年11月16日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者 前原 博孝

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市芝F2-16-5 鈴木印刷 鈴木 誠
作 成 枚 数	102 枚
作 成 金 額	224,910 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
  - (1) ポスター作成枚数
  - (2) ポスター作成金額
- 2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
 編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数×1.1枚
  - (2) 限度額  

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

## 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 玉井 恵章 (以下「発注者」という。)  
と 栗原印刷株式会社 (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 102 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23 年 10 月 28 日までに、発注者の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、325,380 円 (1枚につき単価 3,190 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成23年 10 月 14 日

発注者

玉井 恵章

埼玉県川口市辻694

受注者

埼玉県川口市南鳩ヶ谷6丁目17番6号

栗原印刷株式会社

代表取締役 栗原 茂

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年12月12日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者

玉井 恵章

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	栗原印刷株式会社 代表取締役 栗原 茂 埼玉県川口市南鳩ヶ谷6丁目17番6号
作 成 枚 数	102 枚
作 成 金 額	325,380 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

**備考**

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
  - (1) ポスター作成枚数
  - (2) ポスター作成金額
- 2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
 編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数×1. 1枚
  - (2) 限度額  

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

## 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 安田 茂 (以下「発注者」という。)  
と カンフホーム印刷株式会社 (以下「受注者」という。)とは、選挙運動用ポ  
スターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注  
者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 102 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23年 10月 25日までに、発注者の指定する場所に前条の  
選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、323,442円(1枚につき単価 3171円)とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第  
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条  
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅  
滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、  
契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に  
満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、  
受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞ  
れその1  
通を所持する。

平成23年 10月 17日

発注者 埼玉県川口市大字里1060番地

安田 茂

受注者 東京都豊島区東池袋5-40-9

カンフホーム印刷株式会社

代表取締役 野々山博美



## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年11月24日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者

安田 茂



記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	かつホーム印刷(株) 代表取締役 野々本 博美 東京都豊島区栗池 5-40-9
作成枚数	102 枚
作成金額	323,442 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

### 備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書(次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数×1. 1枚

(2) 限度額

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター-掲示場数}}{\text{ポスター-掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

収入

印紙

### 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 船津由徳 (以下「発注者」という。) と (有)タイムフィルム取締役森岡一郎 (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 102 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成23年10月22日までに、発注者の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、329,664 円 (1枚につき単価 3,232 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成23年 10月 17日

発注者

川口市 船津由徳  
〒1180番地

受注者

船津由徳  
川口市南巴慶手袋3-20-70  
(有)タイムフィルム  
取締役森岡一郎

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 11 月 17 日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者

松津由徳

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(有)ライムフィルム 取締役 森岡 一郎
作 成 枚 数	104 枚
作 成 金 額	329,664 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

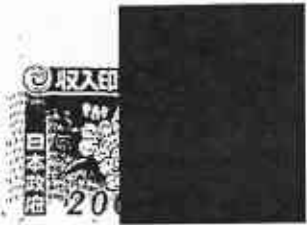
(1) 枚数

編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数 × 1. 1枚

(2) 限度額

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



# 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 金子幸弘 (以下「発注者」という。) と 株式会社光陽メディア (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 110 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23 年 10 月 28 日までに、発注者の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、306,900 円 (1枚につき単価 2,790 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成23年 10 月 11 日

発注者 川口市大字里1119番地61

金子幸弘

受注者

東京都新宿区茶畑町8番地

株式会社光陽メディア

取締役社長 大野清

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 / / 月 24日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者 **金子 幸弘** XXXXXXXXXX

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社光陽メディア 東京都新宿区築地町8番地 取締役社長 <b>大野 清</b>
作 成 枚 数	110 枚
作 成 金 額	306,900 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

**備考**

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数 × 1. 1枚

(2) 限度額

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター-掲示場数}}{\text{ポスター-掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

## 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 野口 宏明 (以下「発注者」という。)  
と 有限会社 エーツコミュニケーションズ (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 100 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23 年 10 月 30 日までに、発注者の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、2,50,000 円 (1枚につき単価 2,500 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成23年 10 月 17 日

発注者 川口市鳩ヶ谷本町4丁目15番3号

野口 宏明

受注者 川口市青木 <sup>1丁目22号</sup>

有限会社 エーツコミュニケーションズ

取締役 須田万仁

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年10月30日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者 野口 宏明

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社エーツコミュニケーションズ 取締役 須田万仁 川口市香木1丁目1番22号
作 成 枚 数	100 枚
作 成 金 額	250,000 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

**備考**

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数 × 1. 1枚

(2) 限度額

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

収入  
印紙

## 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 関 由紀夫 (以下「発注者」という。)  
と 富士印刷 川端 宏之 (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポ  
スターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注  
者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 102 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23 年 10 月 18 日までに、発注者の指定する場所に前条の  
選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、102,000 円 (1枚につき単価 1,000 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第  
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条  
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅  
滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、  
契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に  
満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、  
受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞ  
れその1  
通を所持する。

平成23年 10 月 7 日

発注者 川口市八幡木3-7-1 B-304

関 由紀夫

受注者 川口市大字伊刈1142-1

富士印刷

川端 宏之



## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年10月30日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者 関 由紀夫

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	富士印刷 川口市大字伊弉利1142-1 川端 宏之
作 成 枚 数	102 枚
作 成 金 額	102,000 円
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数	93箇所

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
  - (1) ポスター作成枚数
  - (2) ポスター作成金額
- 2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数  
編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数 × 1.1 枚
  - (2) 限度額  

$$\frac{257,500\text{円} + 462\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

収入  
印紙

## 選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員増員選挙候補者 岩井定一 (以下「発注者」という。)  
と 出光事務機 (以下「受注者」という。) とは、選挙運動用ポ  
スターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 受注者は、発注者の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、発注  
者はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター  
数量 150 枚

(納入期限)

第2条 受注者は、平成 23 年 10 月 27 日までに、発注者の指定する場所に前条の  
選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、362,250 円 (1枚につき単価 2,415 円) とする。  
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第  
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、受注者は同条  
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅  
滞なく行わなければならない。ただし、発注者の供託物が没収された場合には、  
契約料は発注者が支払うものとする。なお、川口市に請求する金額が契約金額に  
満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、発注者、  
受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞ  
れその1  
通を所持する。

平成23年 10 月 23 日

発注者

川口市南鳩ヶ谷7丁目39番2号

岩井定一

受注者

埼玉県鳩ヶ谷市坂下町2丁目6番13号

出光事務機

代表者 山田富美江

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 11月 14日

平成23年11月6日執行川口市議会議員増員選挙

候補者

岩井 定一

### 記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県鳩ヶ谷市坂下町2丁目6番13号 <b>出光事務機</b> 代表者 <b>山田富美江</b>
作成枚数	150枚
作成金額	362,250円
編入前の鳩ヶ谷市の区域における ポスター掲示場数	93箇所

**備考**

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

編入前の鳩ヶ谷市の区域におけるポスター掲示場数 × 1. 1枚

(2) 限度額

$$\frac{257,500円 + 462円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額